国民健康保険税の税率、軽減判定所得基準額及び賦課限度額の改定について

Ⅰ　令和８年度における国民健康保険税の税率の改定について

１　本市の国民健康保険財政の現状と税率改定の背景

〇被保険者の減少：　団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大等により被保険者が減少しています。

〇収入の減少：　被保険者の減少により保険税収入の減少が見込まれます。

〇支出の増加：　国民健康保険事業費納付金（※１）（以下「事業費納付金」という。）の算定の基礎となる県全体の保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金は、概ね横ばいで推移していますが、本市の令和８年度事業費納付金については、子ども・子育て支援金の新設や、介護納付金の増額などにより、令和７年度と比較し約4,400 万円増加しています。

〇国民健康保険財政調整基金の減少：　不足分の補填として、令和５年度に２億6,491 万７千円、６年度に１億 3,032 万１千円、令和７年度に 2,648 万９千円を取り崩し、令和７年度末時点の残高は約 2,754 万円となっています。

本市の国保財政は、年齢構成や医療費水準が高いなど、構造的な問題により厳しい状況にあり、令和７年度の単年度の財政収支（※２）では、約 3,500 万円の赤字を見込んでいます。

令和６年３月に策定した、第４期袖ケ浦市国民健康保険財政運営方針（以下「市運営方針」という。）において、「保険税改定の時期については、収支が赤字と見込まれる年度の翌年度とし、原則２年周期とする。」としていることから、令和８年度において税率改定を実施しようとするものです。

（※１）国民健康保険事業費納付金：県全体の保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金に要する費用に充てるため、県が、県内市町村から徴収する（市町村が納付する）ものです。その額は、毎年度県によって算定され、県内の保険料（税）収納必要額（県全体の必要額から公費等による収入額を差し引いた額）を推計した後、市町村ごとの所得水準や被保険者数、医療費指数を勘案して決定されます。

（※２）単年度の財政収支：収入（歳入合計から、前年度繰越金、法定外繰入金、基金繰入金を控除した金額）から支出（歳出合計から基金積立金を控除した金額）を差し引いた金額です。

〈財政収支の推移〉

税率改定の時期の目安としている単年度の財政収支は、表１のとおりです。

令和４年度及び令和６年度に税率の改定を行ったことにより改善されていますが、依然として赤字が続いています。

【表１】令和４年度から令和７年度の収支状況　（千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
歳入合計	6,136,281	6,060,286	5,930,729	6,097,819
法定外繰入金	*50,639*	*23,905*	*24,461*	*21,000*
財政調整基金	*77,542*	*264,917*	*130,321*	*26,489*
前年度繰越金	*54,721*	*37,181*	*3,650*	*19,380*
単年度収入	5,953,379	5,734,283	5,772,297	6,030,950
歳出合計	6,099,101	6,056,636	5,911,350	6,067,692
基金積立金	*5,477*	*3,724*	*407*	*1,988*
単年度支出	6,093,624	6,052,912	5,910,943	6,065,704
単年度収支	**△ 140,245**	**△ 318,629**	**△ 138,646**	**△ 34,754**

２　税率改定の基本的な考え方と運営方針の見直しについて

（１）令和１２年度以降に予定されている県内の全ての市町村での保険料水準の統一に向けて、県から示される標準保険料率（※３）を参考に保険税率の改定を実施します。

（２）令和８年度に予定している市運営方針の中間見直しにおいて、「原則２年周期」としていた税率改定時期を、税率の急激な上昇を抑制するため毎年検討することとします。

（３）県運営方針において、市町村が行う法定外繰入のうち、決算補填目的の繰入金については、解消・削減すべきと定められていることから、引き続き行わないこととします。

（※３）標準保険料率：①各市町村のあるべき保険料率の見える化を図る、②各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示すという２つの役割を担います。
　各市町村は、市町村標準保険料率を参考に料（税）率を決定し、賦課・徴収を行い、徴収した保険料（税）等を財源として納付金を県に支払います。

３　国民健康保険税収納額及び事業費納付金の推移と改定案について

（１）保険税収納額の推移

令和６年度は、税率改定を行ったため増加していますが、令和７年度は５年度と同様に被保険者数の減少に伴い収納額も減少する見込みです。

【表２】国民健康保険税収納額の推移

		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（見込）
決算額 （千円）		1, 259, 663	1, 113, 893	1, 232, 998	1, 221, 478
	現年度分 （千円）	1, 195, 403	1, 071, 344	1, 187, 351	1, 173, 636
	滞繰分 （千円）	64, 260	42, 549	45, 647	47, 842
平均被保険者数 （人）		12, 805	12, 112	11, 397	10, 879

（２） 事業費納付金の推移

今年度予算において、事業費納付金は、歳出の約 26%にあたる約 16 億 300 万円であり、前年比約 4,418 万円の増ですが、これは、子ども・子育て支援金分が新設されたことに伴う増額と県の介護納付金が増額となったことによるものです。

事業費納付金については、県全体の総医療費や公費負担金額、後期支援金、介護納付金の額に左右されるため、県運営方針においても推計はされておらず、今後の事業費納付金の見込みを立てることが困難な状況です。

【表３】国民健康保険事業費納付金の推移 （千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費納付金	1, 741, 232 —	1, 666, 597 （△74, 635）	1, 558, 841 （△107, 756）	1, 603, 022 （44, 181）
医療分	1, 155, 556 —	1, 110, 493 （△45, 063）	1, 046, 704 （△63, 789）	1, 042, 857 （△3, 847）
支援金分	445, 280 —	420, 292 （△24, 988）	390, 127 （△30, 165）	388, 205 （△1, 922）
介護分	140, 396 —	135, 812 （△4, 584）	122, 010 （△13, 802）	133, 005 （10, 995）
子ども分	—	—	—	38, 955
一人当たり納付金	144 —	146 （2）	143 （△3）	156 （12）

※（　）は前年度比

（３）改定案について

令和８年度における税率改定は、県から示される標準保険料率を参考にして、単年度の財政収支を均衡させるよう改定率を検討しました。

・改定案（令和８年度における単年度の財政収支を均衡させる税率）

ア　税率

所得割（%）				均等割（円）				平等割(円)
医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分のみ
7.82% (+0.32)	2.73% (+0.13)	2.68% (+0.28)	0.25% (0)	20,000円 (0)	14,000円 (0)	14,000円 (△2,000)	1,900円 (0)	24,000円 (0)

※（　）は現行との差。

※子ども分（均等割）1,900円のうち100円は18歳以上均等割

イ　改定案での令和8年度における調定見込額及び収納見込額

調定額（円） a	収納額（円） a×94.74%
1,294,129,600 (+28,859,000)	1,226,058,383 (+27,341,017)

※（　）は現行との差。

ウ　世帯の状況に応じた年税額モデル

世帯の状況	夫　50歳　給与400万円 妻　45歳　専業主婦 子　２人	夫　70歳　年金200万円 妻　68歳　所得なし
年税額（円）	505,800 (+13,000)	98,600 (+2,100)

※（　）は現行との差。

なお、診療報酬改定や高額療養費の限度額の引上げ等、医療保険を取り巻く環境は大きく変化しており、その影響については不明確です。

そのため、国・県の動向を引き続き注視し、本市の国保の財政運営に支障をきたすことのないよう、税率改定をはじめ、医療費の抑制や収納率向上対策に取り組んでまいります。

【参考】

① 現行税率（令和８年４月１日現在）

ア　税率

所得割（%）				均等割（円）				平等割（円）
医療分	支援金分	介護分	子ども分	医療分	支援金分	介護分	子ども分	医療分のみ
7. 50%	2. 60%	2. 40%	0. 25%	20, 000円	14, 000円	16, 000円	1, 900円	24, 000円

※子ども分（均等割）1, 900円のうち100円は18歳以上均等割

イ　現行税率での令和8年度における調定見込額及び収納見込額

調定額（円） a	収納額（円） a×94. 74%
1, 265, 270, 600	1, 198, 717, 366

ウ　世帯の状況に応じた年税額モデル

世帯の状況	夫　50歳　給与400万円 妻　45歳　専業主婦 子　２人	夫　70歳　年金200万円 妻　68歳　所得なし
年税額（円）	492, 800	96, 500

② 令和８年度標準保険料率

ア　税率

所得割（%）				均等割（円）				平等割（円）
医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分のみ
8. 20% (+0. 70)	2. 82% (+0. 22)	2. 77% (+0. 37)	0. 25% (0)	20, 451円 (+451)	14, 384円 (+384)	14, 290円 (△1, 710)	1, 962円 (0)	23, 722円 (△278)
(+0. 38)	**(+0. 09)**	**(+0. 09)**	**(0)**	**(+451)**	**(+384)**	**(+290)**	**(0)**	**(△278)**

※（　）上段は現行との差。下段は改定案との差。

※子ども分（均等割）1, 962円のうち141円は18歳以上均等割

Ⅱ　国民健康保険税の軽減判定所得基準額及び課税限度額の引上げ

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得基準額及び課税限度額が引き上げられたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

１　軽減判定所得基準額の引上げ

（１）均等割額及び世帯別平等割額を軽減する判定所得基準額の改正案は、次のとおりです。

軽減割合	現　　行	改正後
７割軽減	４３万円＋１０万円×(給与所得者等の数－１）以下の世帯	同　　左
５割軽減	４３万円＋１０万円×(給与所得者等の数－１）＋**３０．５万円**×被保険者数以下の世帯	４３万円＋１０万円×(給与所得者等の数－１）＋**３１万円**×被保険者数以下の世帯
２割軽減	４３万円＋１０万円×(給与所得者等の数－１）＋**５６万円**×被保険者数以下の世帯	４３万円＋１０万円×(給与所得者等の数－１）＋**５７万円**×被保険者数以下の世帯

※1　軽減割合は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2　被保険者数及び給与所得者等の数には、特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した被保険者）を含む

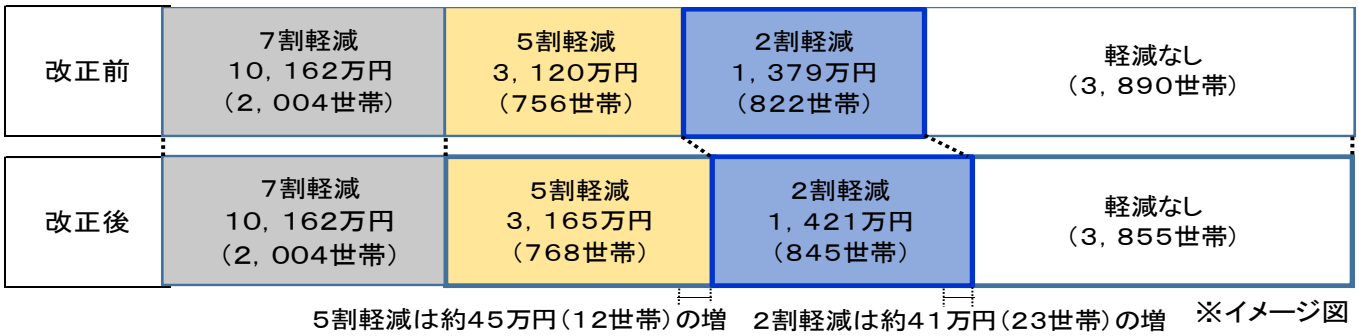
※3　給与所得者等とは、一定額(55 万円)を超える給与収入を有する者又は一定額(６５歳未満 60 万円、65 歳以上 125 万円)を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者

（２）改定に伴う影響

軽減世帯(２割及び５割)は３５世帯、軽減税額は約８７万円増加(課税額は減少)します。

	軽減世帯数			軽減税額（円）		
	改正前	改正後	増　減	改正前	改正後	増　減
7割軽減	2,004	2,004	0	101,621,800	101,621,800	0
5割軽減	756	768	12	31,199,000	31,650,000	451,000
2割軽減	822	845	23	13,794,800	14,209,600	414,800
合　計	3,582	3,617	35	146,615,600	147,481,400	**865,800**

（令和8年3月末）



※イメージ図

○ 軽減判定所得基準額の引上げに伴う財源について

国民健康保険の被保険者の保険税負担の緩和を図るとともに、財政基盤の安定に資することを目的として、保険税軽減相当額を公費で補てんする制度（保険基盤安定制度）が平成２年より導入されています。

この制度により、今回の保険税軽減判定所得基準額の引き上げに伴い、見込まれる保険税の減収分は、県が４分の３に相当する金額を負担し、市が４分の１に相当する金額を一般会計から繰り出します。

２ 課税限度額の引上げ

（１）基礎課税額（医療保険分）及び、子ども・子育て支援金分の課税限度額についての改定案は、次のとおりです。

	現　行	改正後
医療保険分	660，000円	670，000円
後期高齢者支援金分	260，000円	同　左
介護保険分	170，000円	同　左
子ども・子育て支援金分（新設）	－	30，000円

（２）改定に伴う影響

医療保険分にかかる課税限度超過額は約１０２万円減少（課税額は増加）します。

	課税限度額超過世帯数			課税限度額超過額（円）		
	改正前	改正後	増　減	改正前	改正後	増　減
医療保険分	104	99	△ 5	81,895,871	80,874,798	△ 1,021,073
後期高齢者支援金分	80	80	0	26,253,399	26,253,399	0
介護保険分	95	95	0	19,622,822	19,622,822	0
合　計	279	274	△ 5	127,772,092	126,751,019	△ 1,021,073
子ども・子育て分	－	57	－	－	2,219,631	－

（令和8年3月末）

